

日米関税交渉 合意文書署名

- 日米両政府は米国ワシントンで7月22日(日本時間23日)、米国による農産品などへの「相互関税」は計25%から15%に引き下げることで合意した。
- 米国時間の8月7日より新たな大統領令の適用が開始されたが、日本への15%の相互関税について、既存の税率に上乗せされる内容となっていた。
- トランプ大統領は9月4日に大統領令に署名し、既存の関税率が15%未満の品目は一律15%、15%以上の場合はその税率を維持することとなった。赤沢亮正経済再生担当相は4日、訪問先のワシントンでラトニック商務長官と面会し、日米で合意した投資に関する文書に署名した。8月7日以降に徴収された相互関税のうち、合意内容を上回る部分について、8月7日に遡及して還付される見通し。

米国の関税措置に関する日米協議：日米間の合意(米国時間7/22)(概要) 令和7年7月25日
内閣官房関税事務局

(米国の関税措置の見直し)

- **相互関税** 追加関税25% (8月1日以降) → **15% (含：MFN税率)** (注)
(注) MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。
- **自動車・自動車部品関税** 追加関税25% → **15% (含：MFN税率)** (注)
(注) 自動車の場合、MFN税率は2.5%。自動車の追加関税は半減。
- **半導体・医薬品関税** 仮に分野別関税が課される場合も **日本を他国に劣後する形で扱わない**

(経済安全保障面での協力)

- 日米は、日本企業による米国への投資を通じて、経済安全保障上重要な9つの分野等 (注) について、**日米がともに利益を得られる強靱なサプライチェーンを米国内に構築**していくため、緊密に連携。
(注) 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI/量子等
- 日本は、その実現に向け、**政府系金融機関が最大5500億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供**することを可能にする。出資の際における日米の利益の配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1：9とする。

(貿易の拡大)

- 日本は、以下の事項に関連する対応をとる(**農産品を含め、日本側の関税引下げは含まれていない**)。
 - バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等を含む米国農産品、及び半導体、航空機等の米国製品の購入の拡大。
 - MA米制度の枠内で、日本国内のコメの需給状況等も勘案しつつ、必要なコメの調達を確保。
 - LNG等米国産エネルギーの安定的及び長期的な購入。アラスカLNGプロジェクトに関する検討。

(非関税措置の見直し)

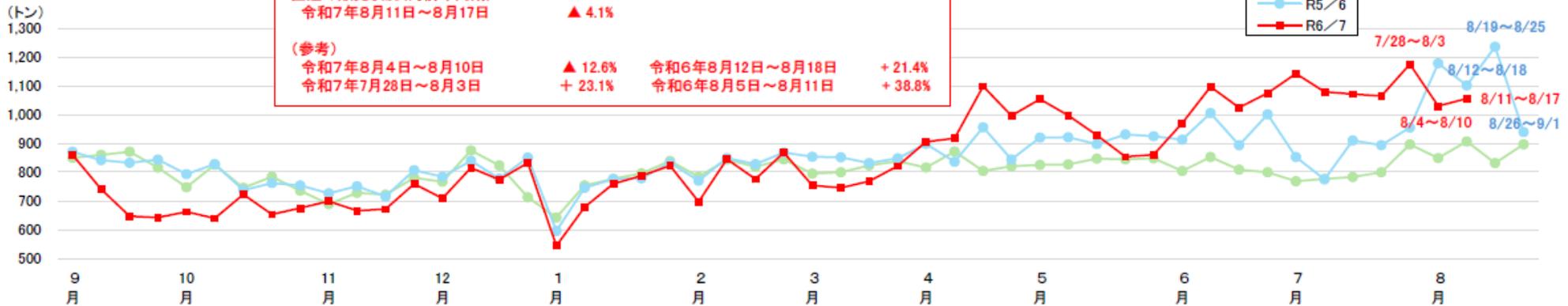
- 日本は、日本の交通環境においても安全な、米国メーカー製の乗用車を、追加試験なく輸入可能とする。
- 日本は、クリーンエネルギー自動車 (CEV) 導入促進補助金の運用に関して適切な見直しを行う。



合意文書に署名する赤沢経済再生担当大臣とラトニック商務長官

- **令和7年8月11日の週の平均価格は、前週の3,737円/5Kgから67円上昇し、3,804円/5Kg。**
(対前年比+45.0%、前週比+1.8%。10週連続で3,000円台)
- 随意契約による政府備蓄米の流通量がやや減少し、新米の出回りなどを背景として販売数量に占めるブレンド米等の比率は42%と低下。
- なお、随意契約による政府備蓄米取扱店舗における8/11~8/17の平均販売価格は3,059円/5kg。

(1) 販売数量の推移



(2) 販売価格の推移

